

平成22年度税制改正（地方税）要望事項

（新設・拡充・**延長**・その他）

No	23	府省庁名	経済産業省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 事業税(外形) 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他()		
要望項目名	鉱業所得の課税の特例制度の適用期限の延長（探鉱準備金又は海外探鉱準備金、新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除（減耗控除制度））		
要望内容（概要）	<p>・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 鉱業所得の課税の特例制度の適用期限の延長（3年間） （探鉱準備金又は海外探鉱準備金、新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除（減耗控除制度））</p> <p>・特例措置の内容 鉱業所得の課税の特例制度の延長について法人税において、当該措置が認められた場合、法人住民税法人割及び法人事業税についても同様の効果を適用する。（租税特別措置法第58条、同法第59条、同法第68条の61、同法第68条の62、同施行令第34条、同施行令第35条、同施行令第39条の88、同施行令第39条の89、同施行規則第21条の16、同施行規則第21条の17、同施行規則第22条の60において措置された場合、国税との自動連動を図る。）</p>		
関係条文	地方税法第23条第1項第3号、同法第72条の23第1項、同法第292条第1項第3号		
要望理由	<p>本制度は、鉱業経営の基盤であるが、操業に伴い漸次減耗していく鉱床を新たな探鉱活動により補填（＝鉱業資本を回収）することを可能とし、企業が継続的に探鉱・開発を進めていく上で必要不可欠な制度。資源の安定的確保を図るため、鉱物・エネルギー資源の自主開発を強力に推進していく必要があり、企業が継続的に新たな鉱床の探鉱・開発を進めていく上で本制度が必要であるとの認識は、創設当時と変わっておらず、むしろ中国等新興国での需要の急激な増大、国際価格の高騰、探鉱開発地域の地理的条件の悪化、投資環境の悪化、政治的不安定要因等に伴う国際的な資源の獲得競争が激化により、これまで以上に資源の安定供給確保が重要となっている。本制度は昭和40年度に創設され、資源開発の重要性にかんがみ、暫定的制度として今日までつづいているが、米、仏、加等の欧米諸国では、同様の制度が我が国より有利な条件で、かつ恒久化されており、これら諸国との資源獲得競争に勝つためには本制度が重要である。</p>		
減収見込額	（初年度）708（1,660）（平年度）708（1,660）（単位：百万円）		
地方税以外の措置	既存	<ul style="list-style-type: none"> ・国税 ・融資、補助金その他 鉱業所得の課税の特例制度（減耗控除制度） 海外投資等損失準備金制度 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構による出融資等	
	22年度の望	<ul style="list-style-type: none"> ・国税 ・融資、補助金その他 鉱業所得の課税の特例制度（減耗控除制度）の適用期限の拡充・延長（3年間） 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構による出融資等	
過去の要望経緯	昭和40年度 「探鉱準備金と新鉱床探鉱費の特別控除」制度創設（3年間） 昭和50年度 拡充（海外探鉱準備金及び海外新鉱床探鉱費の特別控除） 昭和51年度、昭和52年度、平成13年度 縮減		
本要望に対応する縮減案			